

意見書

令和5年 1月16日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 部会長 殿

郵便番号 460-0003

住所 あいちけん なごやし なかくにしき ちょうめ ほんごう 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号

氏名 ちゅうぶてれこみゆにけーしょんかぶしきかいしゃ 中部テレコミュニケーション株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう みやくら やすあき
代表取締役社長 宮倉 康彰

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

(連絡担当者 総務部 [REDACTED])

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

	該当箇所	意見
P. 15-16	<p>2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲 (1) FTTH 及び CATV (HFC 方式) 以外に想定される役務について ③ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) について (ウ) 考え方</p> <p>ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) の提供は、技術中立性を確保し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することにより、コスト削減効果が期待されることから、ネットワークの効率的な整備・維持を行うことが可能となるとともに、ブロードバンドサービスの更なる普及・拡大にも繋がると考えられる。</p> <p>その一方で、NTT 東日本・西日本がワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) を提供するには、NTT 法の自己設置設備要件 (NTT 法第 2 条第 5 項) との関係を含め、他事業者の無線設備を用いてワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) を提供することについて整理が必要となる。</p> <p>また、ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) を二号基礎的役務に位置付けることについて検討する場合、ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者也カバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となる。</p> <p>なお、仮にワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) を二号基礎的役務に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) がカバーするエリアの拡大によって、第二種交付金における支援区域の指定要件である「1 者以下の提供地域」として認められる地域が過度に少なくなり、必要な地域に支援が行き届かなくなることも懸念され、この点についても整理が必要となる。</p> <p>これらの点について、引き続き検討を深めることが必要である。</p>	<p>第二号基礎的電気通信役務の範囲として、NTT 東日本・西日本殿によるワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) の提供を検討する場合には、ワイヤレス固定電話のように限られた地域における例外的な提供を前提とする必要があると考えます。</p> <p>電話に関するユニバーサルサービス制度では、NTT 東日本・西日本殿によるワイヤレス固定電話の提供は、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために、例外的な措置として他社設備を用いた提供が認められていることから、NTT 東日本・西日本殿によるワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) の提供の検討においても、極限的な不採算地域等、有線ブロードバンドの提供が極めて不経済になると考えられる場合に限り、例外的に提供が認められるような制度設計が必要と考えます。</p> <p>また、当該地域等において、電話に関するユニバーサルサービス制度による交付金と、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度による交付金との関係性についても今後検討が必要と考えます。</p>
P. 40-41	<p>4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方 (3) 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告 (町字単位での報告) の手続について (ウ) 考え方</p> <p>総務省が支援区域を指定するためには、町字単位で、二号基礎的役務を提供している回線設置事業者が 1 者以下の地域を把握する必要がある</p>	<p>第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告 (町字単位での報告) の手続について、支援区域を指定するために必要な対応であることは理解いたします。</p> <p>一方で、当該報告が事業者にとって過度な運用負担とならないよう留意が必要と考えます。例えば、報告に当たって補助ツールの活用等により運用負担軽減を図るのみならず、報告の頻度や報告を要する内容等は必要最小限に</p>

<p>ことから、電気通信事業法第166条第1項に基づき、当該回線設置事業者を対象として、町字単位で提供区域の報告を求めることが適当である。</p> <p>この際、年度ごとに交付金の額が算定されることを踏まえると、年度ごとに年度末時点の二号基礎的役務の提供区域を報告させることが適当である。</p> <p>また、報告に当たっては、PC等を用いて運用可能な補助ツールを用いる等により、事業者及び行政の負担の軽減を図ることが適当である。</p> <p>当該補助ツールについては、報告対象となる事業者の負担を軽減する観点から、例えば、報告を行う事業者は、ある町字において設置している二号基礎的役務の提供に係る回線設備の規模の割合が、支援区域の指定要件として定められる回線設備の規模の割合(50%等)を超えているか否かをツール上で選択する等の仕組みが搭載される等、効率的かつ簡便な制度運用に資する工夫を行うことが適当である。</p> <p>なお、報告に当たっては、事業者が判断に迷う事例が生じる場合には、ガイドライン等で考え方を示すことにより、運用の透明性を確保することが考えられる。</p>	<p>留めるとともに、報告時期や対応期間についても事業者側の対応準備等を考慮いただくよう要望いたします。</p>
---	--

以上